

平成 21 年 11 月 24 日

関 係 各 位

新潟東港地域水道用水供給企業団
事務局長 佐久間 浩

建設工事における予定価格及び最低制限価格の取り扱いの変更について

このことについて、下記のとおり取り扱いを変更いたしますのでお知らせします。

記

1 予定価格について

予定価格の事後公表割合を変更する

- (1) 土木・舗装・造園工事 すべて事後公表とする
- (2) 上記(1)以外の工事 事後公表を 6 割とする

2 最低制限価格について

最低制限価格の設定単位を変更する（配点基準数値...価格）

- (1) 予定価格 1 千万円以上の工事 最低制限価格の設定を 1 0 万円単位とする
- (2) 予定価格 1 千万円未満の工事 最低制限価格の設定を 1 万円単位とする

3 変更実施時期

平成 2 1 年 1 2 月 1 日以降の公告・通知の案件から適用する